

住 づ 第 232 号
令和4年1月27日

各関係団体の長 様

静岡県くらし・環境部
建築住宅局住まいづくり課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組への御協力をお願い

日頃から本県行政に御理解御協力を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、本県における新型コロナウイルス感染症の感染状況は、現在、感染の主流となっているオミクロン株の感染拡大のスピードが極めて早く、複数のクラスターにより多数の陽性者が発生しております。

静岡県では、令和4年1月27日(木)から2月20日(日)まで、県全域がまん延防止等重点措置の適用となったことから、別添のとおり「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に係る静岡県の対応方針」を定めました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、貴会会員、貴団体職員、関係者等に同対応方針を周知いただきますよう、お願いいたします。

記

1 県民への要請事項

(1) 県民への外出自粛要請

- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛
- ・外出する場合には、大人数での行動は回避若しくは慎重に行動

(2) 県境をまたぐ移動制限

- ・県境をまたぐ不要不急の移動については極力控える
- ・移動する場合には、移動先では混雑した場所や感染リスクの高い場所へは訪問しない

(3) 「密」の回避

- ・3密（「密閉」「密集」「密接」）の条件が揃う場面はもちろん、「1密」であっても回避

(4) 家庭における感染対策の徹底

- ・家庭における換気、手指消毒等の感染防止対策の一層の徹底
- ・高齢者や基礎疾患を有する方など重症化リスクが高い方がいる家庭では、

可能な範囲で不織布マスクの着用や食事を別室で取るなど、家庭内感染の拡大防止に努める

- ・少しでも体調に変化がある場合は、出勤や登校を控え、かかりつけ医等を受診

(5) 歌唱やカラオケを利用する際の注意

- ・歌唱やカラオケを利用する際は、不織布マスクの着用、定期的な換気、設備の消毒、人と人との距離の確保など、感染防止対策の一層の徹底

(6) 飲食の際の注意

- ・飲食を伴う会合は、同一グループで同一テーブル4人以内とし、食事の際は黙って食べ、会話時は必ず不織布マスクを着用し、短時間とする
- ・親睦会等の大人数での飲食機会はできるだけ回避するとともに、参加する場合にも、人と人との距離を確保するなど、基本的な感染防止対策の徹底

(7) 飲食店等での対策

- ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用の自粛を要請するとともに、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない

2 事業者等への要請事項（抜粋）

(1) 事業所、医療・福祉施設等での対策

- ・換気・湿度・二酸化炭素濃度などの管理を行い、感染しにくい環境を確保
- ・入館・入室者の検温、不織布マスク着用、手指消毒などの徹底
- ・顧客や利用者の名簿作成、接触確認アプリ（COCOA）の活用
- ・在宅勤務（テレワーク）、時差通勤、自転車通勤、できる限り大人数の会議は避けるなど人と人が接触する機会を低減

担 当 宅地建物班 鈴木
電話番号 054-221-3077
F A X 054-221-3083